

令和 8 年 7 月 2 9 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 6 年（行ウ）第 5 0 号、同第 5 1 号 不認定処分取消等請求事件（以下、各事件をそれぞれ「**A 事件**」、「**B 事件**」という。）

口頭弁論終結日 令和 8 年 3 月 3 0 日

5

判 決

当事者の表示 別紙 1 当事者目録記載のとおり

（以下、別紙の略語を本文でも用いるものとする。）

主 文

1 本件訴えのうち、義務付けを求める部分をいずれも却下する。

10

2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

1 A 事件

15

(1) 厚生労働大臣が令和 4 年 3 月 1 5 日付けで亡原告 A に対してしたハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律による補償金の支給を受ける権利を認定しないこととする処分を取り消す。

(2) 厚生労働大臣は、亡原告 A に対し、同法 9 条 1 項の補償金の支給を受ける権利を認定せよ。

20

2 B 事件

(1) 厚生労働大臣が令和 5 年 5 月 1 5 日付けで原告 B 1 ないし原告 B 6（以下「原告 B ら」という。）に対してした同法による補償金の支給を受ける権利を認定しないこととする処分を取り消す。

25

(2) 厚生労働大臣は、原告 B らに対し、同法 9 条 1 項の補償金の支給を受ける権利を認定せよ。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、ハンセン病元患者と一定の家族関係を有していた亡原告A及び原告Bらが、厚生労働大臣に対し、令和6年法律第57号による改正前のハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（以下「**補償法**」という。）に基づく補償金の支給の請求をしたが、厚生労働大臣から、補償法2条2項各号に該当したことがある者とは認められないとして、補償金の支給を受ける権利を認定しない旨の処分を受けたため、被告を相手に、上記各処分の取消し及び補償金の支給を受ける権利の認定の義務付けを求めた事案である。

亡原告Aは本件訴訟の係属中に死亡したため、その妻である原告A1が亡原告Aの訴訟上の地位を承継した。

2 関係法令の定め

関係法令の定めは別紙2のとおりであり、その概要は次のとおりである。

(1) 補償法は、平成8年3月31日（以下、同日を「**本件基準日**」という。）までの間にハンセン病療養所（以下「**療養所**」という。）に入所していた者又はハンセン病を発病し、その発病の時から本件基準日までの間に本邦に住所を有したことがある者等を「ハンセン病元患者」（以下「**元患者**」という。）と定め（2条1項）、補償金の支給対象者となる「ハンセン病元患者家族」（以下「**元患者家族**」という。）に該当するためには、元患者がハンセン病を発病した時から本件基準日までの間に、次の各号（以下、単に「**1号**」等という。）に該当したことがあり、同法の施行日である令和元年11月22日に生存していることを要する（2条2項）と定める。

1号 元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

2号 元患者の一親等の血族

3号 元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、元患者と同居しているもの

4号 元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）

5 号 元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、元患者と同居しているもの

6 号 元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、元患者と同居しているもの

5 7 号 元患者の三親等の血族であって、元患者と同居しているもの

(2) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（以下「補償法施行規則」という。）1 条は、補償法 2 条 2 項 3 号の「その他これに準ずる者」とは、①元患者の事実婚配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。以下同じ。）の一親等の血族、②元患者の一親等の血族の事実婚配偶者を指すと定める。また、補償法施行規則 2 条は、補償法 2 条 2 項 6 号の「その他これに準ずる者」とは、①元患者の事実婚配偶者の二親等の血族、②元患者の二親等の血族の事実婚配偶者を指すと定める。

3 前提事実（後掲証拠により容易に認められる事実）

(1) A 事件の家族関係

15 ア 亡元患者 A（大正 11 年生）は、昭和 17 年までにハンセン病を発病し、同年から平成 20 年まで沖縄県内の療養所に入所し、同年に死亡した。

イ 亡原告 A（昭和 15 年生）は、元患者 A の実兄の二男であり、平成 14 年に元患者 A と養子縁組をした。

ウ 亡原告 A と元患者 A の家族関係等は、別紙 3「A 事件家族関係図」のとおりである。

（甲 B 3～8、10、11）

(2) B 事件の家族関係

ア 亡元患者 B（明治 39 年生）は、昭和 39 年に原告 B 1 ら父及び原告 B 1 ら母（以下、両名を併せて「原告 B 1 ら両親」という。）と養子縁組をし（以下「本件養子縁組」という。）、昭和 41 年頃にハンセン病を発病し、昭和 49 年から平成 4 年まで熊本県内の療養所に入所し、同年に死亡した。

イ 原告B 1及び原告B 6（以下「原告B 1ら」という。）は、原告B 1ら両親の子であり、本件養子縁組がされる前に出生していた。

ウ 原告B 2は、原告B 1の配偶者であり、原告B 3ないし原告B 5（以下「原告B 3ら」という。）は、原告B 1及び原告B 2の子である。

5 エ 原告Bらと元患者Bとの家族関係等は、別紙4「B事件家族関係図」のとおりである。

（甲C 1 3～3 5）

(3) A事件に至る経緯

ア 亡原告Aは、令和2年12月11日付けで、厚生労働大臣に対し、補償法9
10 条1項に基づき、同法所定の補償金（以下「補償金」という。）の支給を請求した。

イ 厚生労働大臣は、令和4年3月15日、亡原告Aは、元患者Aのハンセン病発病時から本件基準日までの間に元患者Aの一親等の血族であったとはいえず、補償法2条2項の要件に該当するとは認められないとして、補償金の支給を受ける権利を認定しない旨の処分（以下「本件処分1」という。）をした。

15 ウ 亡原告Aは、本件処分1を不服として、同年6月10日付けで、厚生労働大臣に対して審査請求をしたが、厚生労働大臣は、令和5年9月12日、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。

エ 亡原告Aは、令和6年3月9日、本件訴えを提起した。

オ 亡原告Aは、本件訴訟の係属中である令和7年11月18日に死亡し、原告
20 A 1が亡原告Aの本件訴訟に関する請求権及び補償金の受給に関する一切の権限を単独で相続し、本件訴訟を承継した。

（甲B 1、2、顕著な事実）

(4) B事件に至る経緯

ア 原告Bらは、令和4年4月12日付けで、厚生労働大臣に対し、補償法9条
25 1項に基づき、補償金の支給を請求した。

イ 厚生労働大臣は、令和5年5月15日付けで、①原告B 1らは、元患者Bの

ハンセン病発病時から本件基準日までの間に元患者Bの二親等の血族であったとはいえず、②原告B 2は、上記の間に元患者Bの二親等の姻族であったとはいえず、③原告B 3らは、上記の間に元患者Bの三親等の血族であったとはいえず、いずれも補償法2条2項の要件に該当するとは認められないとして、補償金の支給を受ける権利を認定しない旨の処分（以下「**本件処分2**」といい、本件処分1と併せて「**本件各処分**」という。）をした。

ウ 原告Bらは、本件処分2を不服として、令和5年8月15日付けで、厚生労働大臣に対して審査請求をしたが、厚生労働大臣は、令和6年2月13日、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。

10 エ 原告Bらは、令和6年8月10日、本件訴えを提起した。

（甲C 1～12、顕著な事実）

4 主な争点とこれに対する当事者の主張

本件の主な争点は、本件各処分の適法性であり、これに対する当事者の主張は、次のとおりである。

15 【原告らの主張】

(1) 補償法の目的等について

補償法は、ハンセン病の感染者又は潜在的感染者として周囲からの偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高い元患者家族の精神的苦痛を慰謝することを目的としており、補償金は、その慰謝料としての性質を有する。補償法2条2項各号は、
20 補償金の上記性質を踏まえ、元患者家族として周囲から認識され偏見差別を受け得る地位にあったか否かという観点から類型化して補償対象となる元患者家族の範囲を定めたものである。

補償法の上記目的や補償金の性質に照らせば、同項各号の家族類型に形式的には該当しない元患者家族であっても、実質的にみて、同項各号の家族類型と同様の生活実態があり、周囲から偏見差別を受け得る地位にあった者は、同項各号の補償対
25 象となると解すべきである。

(2) 本件処分1の適法性について

ア 本件処分1は補償法2条2項に違反すること

上記(1)の補償法の目的や補償金の性質等に照らせば、2号の「一親等の血族」との文言は、元患者の一親等の血族と同様の生活実態にあった者（以下「**事実上の一**
5 **親等の血族**」という。）を含むと拡大解釈されるべきであり、1号括弧書きの事実婚配偶者を含むとの規定は、事実上の一親等の血族について類推適用されるべきである。

亡原告Aは、昭和28年頃、母から、元患者Aの養子となり、その死後、元患者Aのトートーメー（位牌）を承継するように伝えられた。沖縄では、男系血統主義
10 に基づく長子祭祀承継が維持されており、父系の異なる他系の男子をトートーメーの承継者にしてはならないという風習、兄弟が同一のトートーメーで祀られてはならないという風習、子のない男性のトートーメーの承継者がいないことを忌むべきものとする風習があった。これらの風習に従えば、子のない元患者Aのトートーメーの承継者となり得るのは、元患者Aよりも下の世代で、元患者Aと父系が同一の
15 長男以外の男子である亡原告Aのみであったことから、亡原告Aは、元患者Aの養子となり、その死後に元患者Aのトートーメーを承継することを受け入れた。

亡原告Aは、その後、元患者Aが入所していた療養所内で元患者Aと共に過ごすなどして情愛をはぐくみ、本件基準日までの間に元患者Aとの間で実質的な親子関係を形成し、療養所の職員や入所者から元患者Aのキーパーソンとして認識される
20 など、元患者Aの子と認識される外観を呈していた。

亡原告Aは、偏見差別を受けることを恐れ、本件基準日までの間に元患者Aとの養子縁組の届出ができなかったが、平成14年にその届出を行い、元患者Aの死後は、そのトートーメーを承継した。

このように、亡原告Aは、元患者Aがハンセン病を発病してから本件基準日までの間に、元患者Aの事実上の一親等の血族（事実上の養子）に該当していた者であ
25 って、元患者家族に該当する。

よって、本件処分1は、補償法の解釈・適用を誤った違法な処分である。

イ 本件処分1は憲法14条1項に違反すること

憲法14条1項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止しているところ、補償金の支給は、被告の誤った政策により周囲から受けた偏見差別による精神的苦痛の慰謝を目的とするものであって、その受給資格の有無は、単なる経済的利益を超えた人間の尊厳に関わる事柄であるから、その差別的取扱いの合理性は慎重に検討されなければならない。

そして、①本件基準日までの間に元患者と養子縁組をした者は2号により、②元患者と事実婚関係を形成した者は1号により、補償金の支給対象となるにもかかわらず、事実上の一親等の血族が補償金の支給対象とならないのは、①本件基準日までの間に養子縁組の届出をしたか、②元患者との関係が事実上の婚姻関係であるか事実上の親子関係であるかという事情により、差別的な取扱いをするものである。しかしながら、上記①②の者と事実上の一親等の血族とは偏見差別を受け得る地位に置かれていたという点で何ら異ならないから、これらを区別して取り扱うことに合理的な理由はない。

したがって、本件処分1は、憲法14条1項に反するものであり、取り消されるべきである。

(3) 本件処分2の適法性について

ア 本件処分2は補償法2条2項に違反すること

上記(1)の補償法の目的や補償金の性質等に照らせば、5号の「二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）」、6号の「二親等の姻族」及び7号の「三親等の血族」（以下、これらを併せて「三親等内の血族等」という。）との文言は、それぞれ、元患者の三親等内の血族等と同様の生活実態にあった者（以下「事実上の三親等内の血族等」という。）を含むものと拡大解釈されるべきである。また、3号及び6号並びに補償法施行規則1条及び2条（以下、これらを併せて「施行規則1条等」という。）は、元患者の二親等内の姻族に「準ずるもの」として元患者の事実婚配偶者の二親

等内の血族等を補償対象に含めるものであるところ、施行規則 1 条等は、元患者の事実上の三親等内の血族等を補償金の支給対象に含めるために類推適用されるべきである。

元患者 B は、原告 B 1 ら両親と本件養子縁組をした後、自宅において原告 B 1 ら
5 両親及び本件養子縁組前に出生していた原告 B 1 らと同居し、また、療養所に入所した後も、自宅に頻繁に帰宅し、原告 B 1 の配偶者である原告 B 2、原告 B 1 と B 2 の子である原告 B 3 らとも生活を共にしていた。したがって、原告 B らは、本件基準日までの間に元患者 B と同居し、その家族として偏見差別を受け得る地位に置かれていた。

10 よって、①原告 B 1 らは、元患者 B がハンセン病を発病してから本件基準日までの間に元患者 B の二親等の血族（孫）と同様の生活実態にあった者として、②原告 B 2 は、上記期間に、元患者 B の二親等の姻族（孫の配偶者）と同様の生活実態にあった者として、③原告 B 3 らは、上記期間に、元患者 B の三親等の血族（ひ孫）と同様の生活実態にあった者として、5 号ないし 7 号の拡張解釈又は施行規則 1 条
15 等の類推適用により、いずれも元患者家族に該当するものであった。

したがって、本件処分 2 は、いずれも補償法の解釈・適用を誤った違法な処分である。

イ 本件処分 2 は憲法 1 4 条 1 項に違反すること

上記(2)イのとおり、補償金の受給資格の有無に係る差別的取扱いの合理性について
20 ては、慎重に検討されなければならない。

そして、①元患者と養子縁組した後に出生した養子の子（以下「縁組後に出生した子」という。）、当該子の配偶者及び当該子の子（以下、上記の三者を併せて「縁組後に出生した子等」という。）は、5 号ないし 7 号により、②元患者の配偶者の婚姻の前に出生していた子（以下「配偶者の婚姻前の子」という。）、元患者の事実婚配偶者、事実婚の前に出生していた子（以下「事実婚配偶者の事実婚前の子」
25 という。）及び当該子の子（以下、上記の三者を併せて「事実婚配偶者等」という。）

は、1号括弧書き及び施行規則1条等により、それぞれ補償金の支給対象となり得るのに対し、元患者と養子縁組をする前に出生していた養子の子（以下「縁組前に出生した子」という。）、当該子の配偶者及び当該子の子（以下、上記の三者を併せて「縁組前に出生した子等」という。）を含む事実上の三親等内の血族等がその
5 支給の対象とならないのは、①元患者の養子の子の出生と養子縁組の時期の先後という事情や、②元患者とその家族との関係が婚姻関係に由来するのか養子縁組に由来するのかという事情によって差別的な取扱いをするものである。しかしながら、上記①②の者らと事実上の三親等内の血族等とは偏見差別を受け得る地位に置かれていたという点で何ら異ならないから、これらを区別して取り扱うことに合理的な
10 理由はない。

したがって、本件処分2は、憲法14条1項に反するものであり、取り消されるべきである。

【被告の主張】

(1) 補償法の目的等について

15 補償法に基づいて元患者家族に対して支給される補償金は、政策的考慮に基づいて支給される特別な補償である。そして、補償法の制定過程において、補償金の支給対象者の範囲が当初案よりも拡大されたという経緯に照らせば、同法2条2項各号は、補償金の支給対象者の外延を明確化する趣旨で定められた規定であって、同項各号に形式的に該当しない者は、補償金の支給対象とはならない。

(2) 本件各処分の適法性について

ア 本件各処分が補償法2条2項に違反しないこと

25 補償法は「元患者の配偶者」に関する1号には「事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」との定めを置く一方、元患者の「一親等の血族」に関する2号、元患者の三親等内の血族等に関する5号ないし7号にはこれと同様の定めを置いておらず、同法の制定過程においても、元患者の事実上の一親等の血族又は事実上の三親等内の血族等を補償金の支給対象とすべきである旨の議論がされた形跡はないか

ら、補償法の立法者は、これらの者を元患者家族とはしない意思であったとみるべきである。

亡原告Aは、元患者Aがハンセン病を発病した時から本件基準日までの間に、元患者Aの「一親等の血族」（2号）に該当したとはいえず、その他の各号に該当したともいえない。

また、原告B 1らは、元患者Bがハンセン病を発病した時から本件基準日までの間に元患者Bの「二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）」（5号）に、原告B 2が上記の間に元患者Bの「二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者」（6号）に、原告B 3らが上記の間に元患者Bの「三親等の血族」（7号）に該当したとはいえず、原告Bらがその他の各号に該当したともいえない。

したがって、亡原告A及び原告Bらはいずれも元患者家族に該当せず、本件各処分は適法である。

イ 本件各処分が憲法14条1項に違反しないこと

養子縁組の届出の有無や、養子の子の出生の時期によって元患者との民法上の親族関係の有無及びそれに基づく権利義務関係の有無は異なるから、これらに基づいて取扱いを区別することには合理的な理由がある。また、事実婚配偶者は、民法上の同居協力扶助義務等を負い、国民年金法等において受給資格が認められるなど、一定の範囲で婚姻している夫婦と同様に扱うことが社会的、法律的に認められている一方で、事実上の一親等の血族及び事実上の三親等内の血族等は、社会的、法律的にそのような取扱いはされていないから、両者を区別して取り扱うことには合理的な理由がある。

したがって、本件各処分が憲法14条1項に反するとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) ハンセン病患者の家族らによる訴訟

500名を超えるハンセン病患者の家族である配偶者、親子、兄弟姉妹、甥、姪、孫らは、平成28年、国に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める訴え（以下「ハンセン病家族訴訟」という。）を熊本地方裁判所に提起した。

- 5 熊本地方裁判所は、令和元年6月28日、国がらい予防法の隔離規定やハンセン病隔離政策を廃止しなかったことなどが国家賠償法上違法であると認め、上記訴えに係る原告らのうち、①昭和35年から平成13年末までの間に周囲にハンセン病患者の家族であることを知られていた者、自身がその家族であること及びその家族が差別の対象となることを認識していた者に対し、偏見差別を受ける地位に置かれたことの慰謝料として30万円を認めるとともに、②昭和35年以降（沖縄においては昭和47年以降）にハンセン病患者である家族が療養所に入所させられた者について、家族関係の形成が阻害されたことの慰謝料として、当該ハンセン病患者と親子又は配偶者の関係にあった者について100万円、当該ハンセン病患者に親子又は配偶者がいない場合には兄弟姉妹の関係にあった者について20万円を認める旨の判決（以下「ハンセン病家族訴訟判決」という。）を言い渡した。

（甲A1～6、乙A1、弁論の全趣旨）

(2) 内閣総理大臣談話及び政府声明

- 政府は、令和元年7月12日、ハンセン病家族訴訟判決を受け、内閣総理大臣談話及び政府声明を発表した。その内容は、概要、ハンセン病家族訴訟判決には法律上の問題があるものの、ハンセン病患者の家族が経験した苦痛を長引かせずに早期解決を図ることとして、これに対して控訴をせず、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、その家族を対象とした新たな補償の措置を講ずるというものであった。

（甲A3、乙A1）

25 (3) 実務者協議

ア その後、ハンセン病家族訴訟の原告らの弁護団（以下「原告ら弁護団」とい

う。)と厚生労働省との間で、内閣総理大臣談話及び政府声明を踏まえたハンセン病患者の家族に対する補償措置に関する実務者協議(以下「**本件実務者協議**」という。)が行われた。

イ 本件実務者協議において、原告ら弁護団は、ハンセン病家族訴訟判決の課題として、偏見差別に対する救済は平成14年以降に差別の対象となり得ることを認識した者も含めて行われるべきであること、家族関係の形成の阻害に対する救済は、隔離の時期や入所の有無等を問わずに行われるべきであることを指摘するとともに、補償金の支給対象となる元患者家族の範囲を「配偶者、親子、兄弟姉妹のほか、発病時同居の親族」とすべきであると提案した。

ウ その後、本件実務者協議において元患者家族の範囲について協議が行われ、厚生労働省の担当者が令和元年9月に作成した「ハンセン病元患者等の家族に対する補償等について(基本方針の素案)」(甲A7。以下「**本件素案**」という。)では、元患者のハンセン病発病時から本件基準日までの間において、①親・子・配偶者(事実婚を含む。)・兄弟姉妹、②その他の元患者と同居していた三親等内の血族、③元患者と同居していた一親等の姻族であった者を元患者家族とする案が示された。

エ また、本件素案の作成過程において、元患者家族の該当性の認定方法についても議論が行われ、厚生労働大臣は、戸籍等の関係書類によって該当性の有無を確認するが、その確認ができない場合には、外部有識者からなる認定審査会に審査を求めなければならない、その審査に当たっては、関係者の証言や供述等の内容が当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて明らかに不合理ではなく、一応確からしいことを基準とすべきものとされた。上記の内容は、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会が令和2年2月に作成した「ハンセン病元患者家族補償金認定審査会 審査方針」において明示された。

(甲A5ないし7、乙A1、6)

(4) ワーキングチームによる協議

ア 国会においても、令和元年１０月２日、ハンセン病患者の家族に対する補償の立法措置に向け、超党派の議員懇談会の下に「ハンセン病対策議員懇談会及びハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会合同ワーキングチーム」（以下「**本件WT**」という。）が設置された。

5 イ 同月１１日開催の本件WT（第１回協議）において配布された「ハンセン病元患者の家族に対する補償等に関する基本方針（骨子案）」（甲A10。以下「**骨子案１**」という。）は、元患者家族の範囲について、本件素案で示された案に、「２親等の姻族（配偶者の兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者に限る。）であって、元患者と同居していたもの」を加えるものであった。また、同日配布された「ハンセン病の
10 元患者家族の範囲について」と題する書面（甲A10・４枚目）には、上記の範囲を示すものとして元患者を基点とした親等図が描かれ、その親等図上において、血族及び姻族の別、親等数、同居要件の有無が表示されていた。そして、その親等図の右側に、「親族」とは「６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族」を指すという説明が記載され、その下には、血族が自然血族と法定血族からなること、自然血
15 族、法定血族及び姻族の説明が記載されていた。

ウ 同月１８日開催の本件WT（第２回協議）において配布された骨子案１の修正案（甲A11。以下「**骨子案２**」という。）は、骨子案１で示された元患者家族のうち、二親等の姻族に関する括弧書きの限定をなくし、「事実婚により姻族関係と同等の関係が生じていた場合」を新たに元患者家族の範囲として加えるものであ
20 った。また、同日配布された「ハンセン病の元患者家族の範囲について」と題する書面（甲A13）には、骨子案２の元患者家族の範囲を示すものとして新たな親等図が描かれ、上記イと同様の方法による区別の表示及び親族等の説明が記載されていた。なお、この元患者家族の範囲は、補償法及び補償法施行規則に基づく元患者家族の範囲と同じである。

25 エ 本件WTが同月２４日付けで取りまとめた骨子案２の修正案（乙A3。以下「**最終骨子案**」という。）は、元患者家族の範囲について骨子案２を維持しつつ、

その対象者ごとに補償金の額を具体的に定めるものであった（本件素案から最終骨子案までの元患者家族の範囲の推移は別紙５支給対象一覧表のとおりである。）。

オ 最終骨子案は、同日、超党派の議員懇談会において了承され、その後、これを前提に衆議院厚生労働委員会において補償法の法律案が起草された。

5 （甲Ａ１０、１１、１３、乙Ａ１、３）

(5) 国会の審議

国会の審議の過程では、衆議院厚生労働委員会において、高木美智代委員が、本件実務者協議では、元患者の配偶者、親子、兄弟姉妹のほか、同居を要件として孫、甥、姪等を元患者家族としていたが、本件WTで検討した結果、同居を要件として
10 その範囲を元患者の事実婚配偶者の事実婚前の子や元患者の孫の配偶者まで広げることとなった旨を述べたものの、その他にその範囲に関する具体的な質疑は特に行われなかった。

補償法の法律案は、同年１１月に両議院の本会議で可決され、補償法が公布・施行された。

15 （乙Ａ４）

(6) 立法担当者の説明

衆議院法制局の担当者は、元患者の配偶者、一親等の血族及び二親等の血族のうち兄弟姉妹は、一般的に同居している蓋然性が高く、また、同居していなかったとしても偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高いため、同居要件を設けずに
20 補償対象とし、二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）、二親等内の姻族（事実婚により姻族関係と同等の関係が生じた場合を含む。）及び三親等の血族は、配偶者、親子、兄弟姉妹と比較して元患者本人との関係は遠いものの、同居していた場合には、偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高いと考えられることから、同居要件を設けた上で補償対象とした旨を説明している。

25 （乙Ａ１）

(7) トートーメーについて

沖縄の位牌は、一般的にトートーメーと呼ばれており、その承継権は、男系血統主義に基づき、原則として長男に限定され、①タチーマジクイの禁忌（父系と異なる他系の男子を承継人にしてはならないという風習）、②チャッチウシクミの禁忌（先祖のトートーメーを承継するのは、長男でなければならないという風習）、③
5 チョーデーカサバイの禁忌（兄弟のトートーメーを同じ仏壇で並べて安置してはならないという風習）、④イナググワンスの禁忌（女性がトートーメーを承継してはならないという風習）等のタブーがあるとされている。また、沖縄では、継承者のいないトートーメーは、ヒジュールグワンス（冷たい位牌）と呼ばれて忌むべきものとされることがあり、子のない男性は、父系が同一の男子を養子に迎えてトートー
10 メーの承継者とする風習がみられる。

（甲B 1 2～1 5）

（8） 亡原告Aと元患者Aの家族関係について

ア 亡原告Aは、元患者Aの実兄の二男であり、昭和28年（当時13歳）頃、自身の母から、元患者Aの養子となり、その面倒を最後までみてもらいたいと伝え
15 られた。亡原告Aは、元患者Aの親族のうち、そのトートーメーの承継者となり得るのは亡原告Aのみであったため、母の上記発言は、亡原告Aが元患者Aの養子となって、そのトートーメーを承継することを依頼する意味であると理解し、それを受け入れた。

イ 亡原告Aは、昭和32年（当時17歳）頃以降、元患者Aが入所していた療
20 養所内において、約1年間、改修工事の左官職人として稼働し、その間、毎日のように昼休憩の時間や終業後の時間を元患者Aとともに過ごした。また、亡原告Aは、昭和42年（当時27歳）に原告A1と結婚した後、原告A1や子を連れて療養所において元患者Aと面会をしていたが、元患者Aは、亡原告Aらが偏見差別を受けることをおそれ、その家を訪れることはなかった。

ウ 亡原告Aは、元患者Aのトートーメーを承継するのに養子縁組の届出まで必要
25 であるとは考えていなかったため、上記届出をしていなかったが、療養所の福祉

課の職員から財産承継等の観点から上記届出をするように助言を受け、平成14年1月、元患者Aとの間で養子縁組をする旨の届出をした。

エ 元患者Aは、平成20年4月に死亡し、その後、亡原告Aは、元患者Aのトートーメーを自宅の仏壇で祀り、そのトートーメーを承継した。

5 (甲B3～11、16)

(9) 元患者Bと原告Bらの家族関係について

元患者Bは、昭和39年に原告B1ら両親と養子縁組をし、昭和41年6月頃にハンセン病を発病した後も、自宅において原告B1ら両親、その子である原告B1らと一緒に生活をしていた。

10 また、元患者Bは、昭和49年1月に療養所に入所してから昭和63年頃までの間、月に1回、2泊3日程度の期間（農繁期には1か月程度の期間）、自宅に帰宅して原告Bらと一緒に過ごしていた。

(甲C13～35)

2 争点（本件各処分の適法性）について

15 (1) 補償金の性質について

ア 前記認定事実(1)ないし(6)のとおり、補償法は、ハンセン病家族訴訟判決においてハンセン病患者の家族らの損害賠償請求が一部認容されたことを受けて、内閣総理大臣が上記判決に対して控訴をせずに補償の措置を講ずる旨の内閣総理大臣談話を発表し、原告ら弁護団が参加した本件実務者協議及び本件WTでの協議を経て
20 最終骨子案が取りまとめられ、国会での審議を経て成立したものである。

そして、補償法には国会及び政府が元患者家族に対して深くおわびする旨の表明があること（前文）、補償金が元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものであるという定義があること（前文、1条）、元患者家族が損害賠償その他の損害の填補を受けた場合には国はその価額の限度で補償金を支給する義務を免れる旨
25 の定めがあること（8条）なども踏まえると、補償金の支給は、ハンセン病家族訴訟判決において損害賠償請求が認容された部分と重なり合う部分については、元患

者家族に対する損害賠償としての性質を有するということができる。

イ その一方で、前記認定事実(2)ないし(5)のとおり、補償金の支給対象となる元患者家族の範囲は、本件実務者協議及び本件WTにおける協議を経て、別紙5支給対象一覧表のとおり本件素案から順次拡充されていき、結果として、元患者の二親等
5 等の姻族（事実婚により姻族関係と同等の関係が生じていた場合を含む。）等にまで支給対象が拡充され、これにより、ハンセン病家族訴訟判決において損害賠償が認められた者よりも補償金の支給対象となる者の範囲が広がったことは明らかである。

また、補償法は、①「元患者家族」とは、元患者がハンセン病を発病してから本
10 件基準日までの間に同法2条2項各号のいずれかに該当し、同法の施行日において生存しているものをいうこと（2条）、②補償金の額は、親族関係の区分に応じ、180万円又は130万円という定額とすること（4条）、③厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し補償金を支給すること（9条1項）、④上記の請求
15 は、同法の施行日から起算して5年を経過したときはすることができないこと（同条2項）を定めるとともに、⑤同法2条2項各号のいずれかに該当したことのある者が補償金の支給を請求せずに死亡した場合、その遺族は補償金の支給を請求することができないことを前提とした規定（10条）を置いている。

これらの規定は、その内容に照らせば、補償金が損害賠償としての性質を有する
20 こととは異なる考え方に基づいて定められたものとみることができる。

ウ このように、補償金の性質の一部に損害賠償としての側面が含まれていることを考慮しても、補償法の定める元患者家族の範囲や上記各規定の内容等に照らせば、補償金は、元患者家族に関する政策的な考慮に基づいて行われる特別な補償であると解するのが相当である。

そして、上記の補償金の性質に加え、行政事務の公平性や迅速性の確保の観点からすれば元患者家族の範囲は法令により明確に定めるべきものであること、上記イ
25

のとおり元患者家族の範囲は補償法の制定過程において順次拡充されてきたことを併せれば、同法2条2項各号は、元患者家族の範囲の外延を明確化する意図で定められた規定であると解するのが相当である。

(2) 本件処分1の適法性について

5 ア 前記前提事実(1)のとおり、亡原告Aは、本件基準日後である平成14年に元患者Aと養子縁組をしたものであり、本件基準日までの間に元患者Aの一親等の血族であったとは認められない。

イ 原告A1は、2号の拡大解釈又は1号括弧書きの類推適用により、事実上の一親等の血族も元患者家族に含まれると解すべきであると主張する。

10 しかしながら、上記(1)のとおり、補償法2条2項各号は、元患者家族の範囲の外延を明確化する意図で定められた規定であると解されるところ、1号には、本文に続く括弧書きの定めがあり、その括弧書きにおいて配偶者には事実婚配偶者が含まれることが明示されているのに対し、2号には、本文に続く括弧書きの定めはなく、「一親等の血族」に「事実上の一親等の血族」が含まれることは何ら明示されていない。1号の規定と2号の規定が連続して定められていることも踏まえると、上記
15 の括弧書きの記載の有無は、立法者により意識的に書き分けられているとみるのが自然である。

また、補償法10条は、補償金を請求した元患者家族が死亡した場合に支給未済の補償金を支給すべき遺族の範囲を定めているところ、そこでは、子、父母、孫、
20 祖父母又は兄弟姉妹といった当事者の関係性に着目した用語が用いられているのに対し、同法2条2項各号では、元患者家族の範囲について、血族、姻族及び親等といった民法上の用語が用いられていることからすると、同項各号は、元患者と元患者家族との間の基礎となる身分関係が民法上の親族（民法725条）であることを前提としていることがうかがわれる。加えて、補償法の制定過程における各種の提
25 案や配布された資料（前記認定事実(2)ないし(5)）をみると、いずれも元患者家族が民法上の親族であることを出発点として、その親族のうちどの範囲の者までを元患

者家族に含めるかという観点から検討がされていたことが明らかである。これらによれば、補償法2条2項各号は、元患者と元患者家族との間の基礎となる身分関係が民法上の親族であることを前提としており、事実婚配偶者とその血族のように特に例外として明示されているのでない限り、元患者との間に民法上の親族の関係がない者は元患者家族に含まれないものとして取り扱っているものと解される。そして、条文上、事実上の一親等の血族が例外として明示されていないことは上記のとおりであり、補償法の制定過程（前記認定事実(2)ないし(5)）をみても、事実上の一親等の血族を元患者家族に含めるべきである旨の議論がされた形跡は見受けられない。

実質的にみても、事実上の一親等の血族は、事実婚配偶者と異なり、その外延が必ずしも明確ではなく、本件基準日までの間に元患者と同居をしていたり、周囲から偏見差別を受けたりした蓋然性が一親等の血族又は事実婚配偶者と同じように高いとまでいえるのかは明らかではなく、また、これらの者と同じ程度にまで社会一般において保護されるべき対象として受け入れられているのか否かも定かではない。

以上によれば、事実上の一親等の血族が元患者家族に含まれると解することはできず、その他に亡原告Aが本件基準日までの間に補償法2条2項各号に該当する者であったことを認めるべき事情はない。

したがって、本件処分1は適法である。

ウ これに対し、原告A1は、①補償金が元患者家族に対する損害賠償（慰謝料）としての性質を有することからすると、実質的にみて補償法2条2項各号の家族類型と同様の生活実態があり、周囲から偏見差別を受ける地位にあった者は同項各号に含まれると解すべきである、②このように解すべきであることは、戸籍等の公的書類により同項各号の該当性が確認できない場合でも、関係者の証言等の内容が当時の社会状況等に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいと認められれば、その該当性を認定してよいとする認定審査会の審査方針（乙A6）からも明らかであると主張する。

①この点、元患者と親族関係にない者であっても、元患者と同居していたり、元患者と親しい関係にあった者は、周囲から偏見差別を受けることにより精神的苦痛を被った可能性があることは否定できないところである。しかしながら、これまでに説示したとおり、補償金は、損害賠償としての側面を有するとはいえ、それに止
5 まらない特別の補償であり、補償法2条2項各号は、元患者家族の範囲の外延を明確化する意図で定められた規定であると解されるのであって、その文理を超えて同項各号の規定を実質的に解釈するとなれば、元患者と元患者家族との間に身分関係上の要件を設けたことが無意味にもなりかねず、かえって同項各号の趣旨に反するといわざるを得ない。また、②認定審査会の審査方針は、公的書類により補償金の
10 請求者が同項各号に該当する者であるかが直ちに確認できない場合の事実認定の方針を示したものであって、同項各号の解釈の方針を示したものではなく、原告A1の主張の裏付けとなるものとはいえない。

したがって、原告A1の上記主張は、いずれも採用することができない。

エ 原告A1は、本件基準日までの間に養子縁組をした者（2号）や事実婚配偶
15 者（1号括弧書き）は元患者家族に含まれるのに、事実上の一親等の血族が元患者家族に含まれないのは、事実上の一親等の血族を合理的な根拠に基づかずに差別するものであり、本件処分1は憲法14条1項に反する旨主張する。

この点、補償法2条2項各号の解釈上、事実上の一親等の血族が元患者家族に含まれないと解されることは上記イのとおりであるところ、これまでに説示したとお
20 り、補償金は、元患者家族に関する政策的な考慮に基づいて支給される特別な補償であると解されることからすると、元患者家族の範囲の定め方については、立法府の合理的な裁量に委ねられているというべきである。そして、同項各号は、元患者家族の範囲の外延を明確化することを意図し、一般的に偏見差別を受けた可能性が高い者を類型化することによりその範囲を定めるものと解されるところ、民法上の
25 親族は、その範囲が客観的に明確に定められ（同法725条）、扶養義務、互助義務（同法877条、730条）の発生の基礎となる身分関係上の地位であって、家

族という概念とも親和的であることからすると、これを元患者家族の範囲の外延を画する基準として用いることが不合理であるということとはできない。そして、養子縁組をしなければ法定血族関係は生じず、元患者との間に親族としての関係が形成されることもないことからすると、本件基準日までの間に養子縁組をした者とそうでない者とを区別することが合理的な根拠のない差別的な取扱いであるということとはできない。

また、事実婚配偶者は民法上の親族に当たらないものの、これが元患者家族に含まれているのは、民法上の権利義務や社会保障、年金給付の場面等において法律婚の配偶者と同等に取り扱われる場合があることや、世間一般にも事実婚それ自体が広く認知されていることによるものと考えられる。他方、事実上の一親等の血族は、その概念自体に不明確な部分があることに加え、その法的な立場やこれに対する世間一般の認識が事実婚配偶者と同じ程度に至っているとみることは困難であるといわざるを得ず、補償金の支給に当たり、事実上の一親等の血族と事実婚配偶者とを区別することが合理的な根拠のない差別的な取扱いであるということとはできない。

以上によれば、事実上の一親等の血族に補償金を支給しないことが憲法14条1項に反するとはいえず、本件処分1は同項に反しない。

(3) 本件処分2の適法性について

ア 前記前提事実(2)のとおり、原告B1らは、元患者Bと原告B1ら両親とが本件養子縁組をする前に出生しており、元患者Bとの間に法定血族関係はないから、「二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）」（5号）に当たらない。そうすると、原告B1の配偶者である原告B2、原告B1と原告B2の子である原告B3らも、それぞれ「ハンセン病元患者の二親等の姻族」（6号）、「ハンセン病元患者の三親等の血族」（7号）に当たらない。

イ 原告Bらは、5号ないし7号の拡大解釈又は施行規則1条等を類推適用することにより、事実上の三親等内の血族等も元患者家族に含まれると解すべきである旨主張する。

しかしながら、上記(1)のとおり、補償法 2 条 2 項各号の規定は、元患者家族の範囲の外延を明確化する意図で定められたものと解されるところ、1 号には、本文に続く括弧書きの定めがあり、その括弧書きにおいて配偶者には事実婚配偶者が含まれることが明示されているのに対し、5 号ないし 7 号には、本文に続く括弧書きの定めはなく、5 号ないし 7 号に定める者の中に、事実上の三親等内の血族等が含まれることは何ら明示されていない。そして、1 号と 5 号ないし 7 号の規定は同じ補償法 2 条 2 項に定められていることも踏まえると、上記の括弧書きの記載の有無は、立法者により意識的に書き分けられているとみるのが自然である。

また、補償法 2 条 2 項各号の規定は、元患者と元患者家族との間に民法上の親族の関係があることを原則としており、事実婚配偶者とその血族のように特に例外として明示されているのでない限り、民法上の親族の関係にない者は元患者家族に含まれないものとして取り扱っていると解されることは上記(2)イのとおりである。そして、条文上、事実上の三親等内の血族等が例外として明示されていないことは上記のとおりであり、補償法の制定過程（前記認定事実(2)ないし(5)）をみても、事実上の三親等内の血族等を元患者家族に含めるべきである旨の議論がされた形跡は見受けられない。

実質的にみても、事実上の三親等内の血族等は、その外延が必ずしも明確ではなく、社会一般において三親等内の血族等や事実婚配偶者及びその血族と同じように取り扱うべきであるという考え方が広く受け入れられているのかも定かではない。とりわけ、縁組前に出生した子等は、元患者と民法上の親族の関係に立つものではなく、縁組後に出生した子等が当然に元患者の三親等内の血族等となることと比べても、それらの者とは法的な立場が大きく異なるものである。また、養子縁組と婚姻（事実婚）とは、その法律関係や生活の実態が全く異なるのであって、縁組前に出生した子等と事実婚配偶者等とを比較して同一性を論ずることには無理がある。

以上によれば、事実上の三親等内の血族等が元患者家族に含まれると解することはできず、その他に原告 B らが本件基準日までの間に補償法 2 条 2 項各号に該当す

る者であったことを認めるべき事情はない。

したがって、本件処分2は適法である。

ウ 原告Bらは、上記(2)ウのとおり主張するが、その主張を採用することができないことは上記(2)ウに説示したとおりである。特に、5号ないし7号では、元患者との間に一定の身分関係があることのみならず、元患者と同居していたことが要件とされているところ、原告Bらが主張するように身分関係上の要件を実質的に解するとすれば、その要件の判定に当たって同居の有無や態様を検討することを余儀なくされ、同居の要件との区別が不明確となり、身分関係上の要件を設けたことが無意味に帰するおそれがあるというべきであるから、原告Bらの上記主張を採用することはできない。

エ 原告Bらは、縁組後に出生した子等（5号ないし7号）や、配偶者の婚姻前の子（3号）及び事実婚配偶者等（1号括弧書き、施行規則1条等）は元患者家族に含まれ得るのに、縁組前に出生した子等を含む事実上の三親等内の血族等が元患者家族に含まれないのは、事実上の三親等内の血族等を合理的な根拠に基づかずに差別するものであり、本件処分2は憲法14条1項に反する旨主張する。

この点、補償法2条2項各号の解釈上、事実上の三親等内の血族等が元患者家族に含まれないと解されることは上記イのとおりであるところ、同法の趣旨及び補償金の性質等に照らせば、元患者家族の範囲の定め方が立法府の合理的な裁量に委ねられていると解されることは上記(2)エのとおりである。また、民法上の親族という概念の明確性や性質等からすると、これを元患者家族の範囲の外延を画する基準として用いることが不合理であるとはいえないことも上記(2)エのとおりである。

そして、縁組後に出生した子等及び配偶者の婚姻前の子は、元患者の民法上の親族となるのに対し、縁組前に出生した子等は、元患者の民法上の親族とはならず、これらの者を同じように取り扱うことが社会一般に広く受け入れられているのかも定かではないことからすると、補償金の支給に当たり、縁組前に出生した子等と縁組後に出生した子等及び配偶者の婚姻前の子とを区別することが合理的な根拠のな

い差別的な取扱いであるということとはできない。

また、養子縁組と事実婚とは法律関係も生活の実態も全く異なるのであって、縁組前に出生した子等と事実婚配偶者等とを比較して区別の合理性を論ずることには無理があるといわざるを得ない。それを措くとしても、事実婚配偶者等が元患者家族に含まれているのは、事実婚が法律婚と同じように取り扱われる結果、事実婚配偶者等も元患者との間において配偶者及び二親等内の姻族と同様の立場にあると評価できるからであると考えられる。これに対し、養子縁組の場合、養子縁組の時期と養子の出生の時期との先後によって、養子の子の法的な立場は大きく異なり、縁組前に出生した子等は元患者の民法上の親族とはならず、これらの者を縁組後に出生した子等と同じように取り扱うべきであるという考え方が社会一般に広く受け入れられているのかも定かでないことは上記に説示したとおりである。そうすると、縁組前に出生した子等と事実婚配偶者等とを補償金の支給の有無に当たって区別することが合理的な根拠のない差別的な取扱いであるということとはできない。

以上によれば、事実上の三親等内の血族等に補償金を支給しないことが憲法14条1項に反するとはいえず、本件処分2は同項に反しない。

3 義務付けの訴えについて

以上のとおり、本件各処分はいずれも適法であるから、本件訴えのうち義務付けを求める部分は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件を欠き、いずれも不適法である。

4 結論

よって、本件訴えのうち義務付けを求める部分は、いずれも不適法であるからこれらを却下し、その余の訴え（本件各処分の取消しの訴え）に係る請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

能登謙太郎

裁判官

住田知也

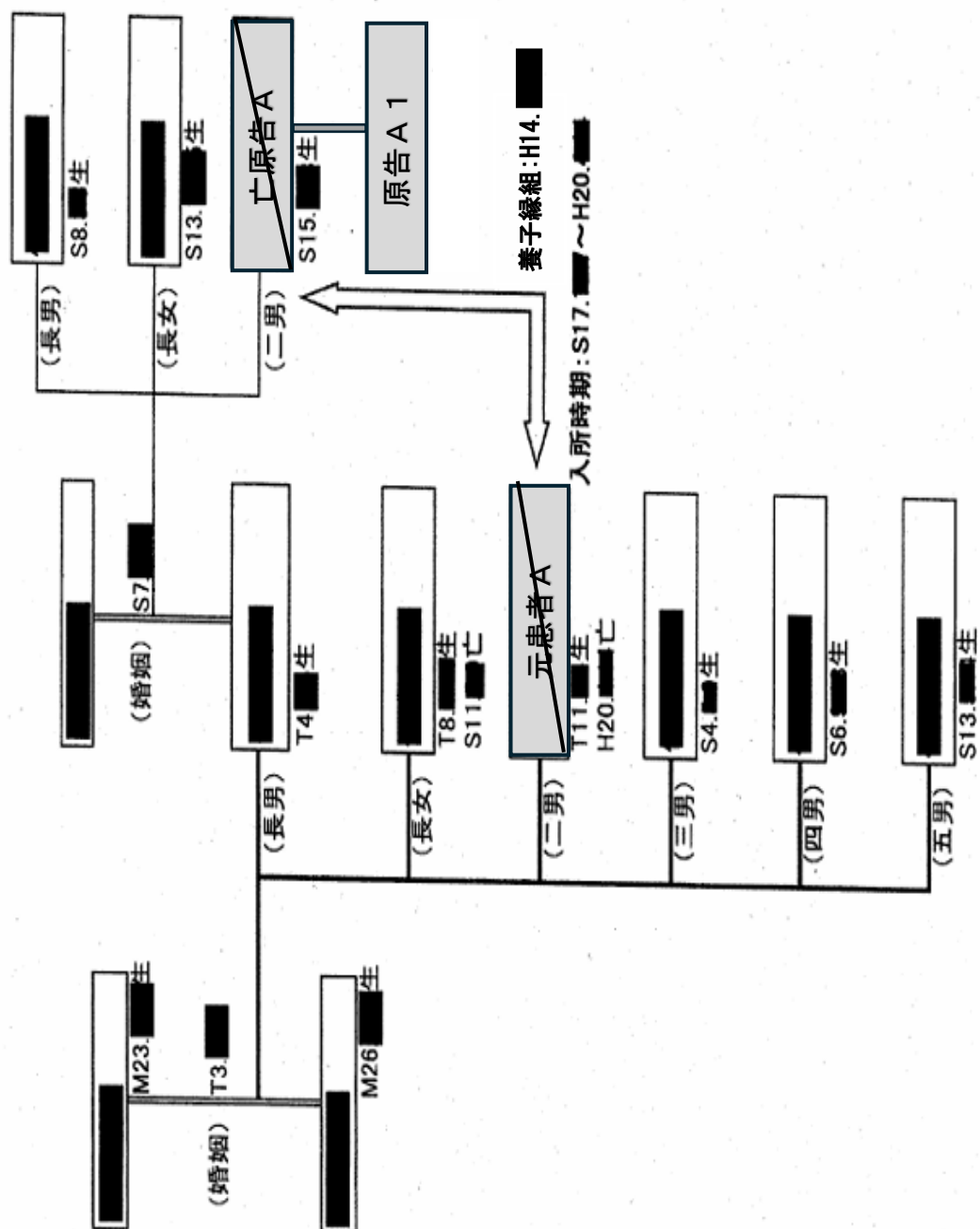
裁判官

増崎浩司

5

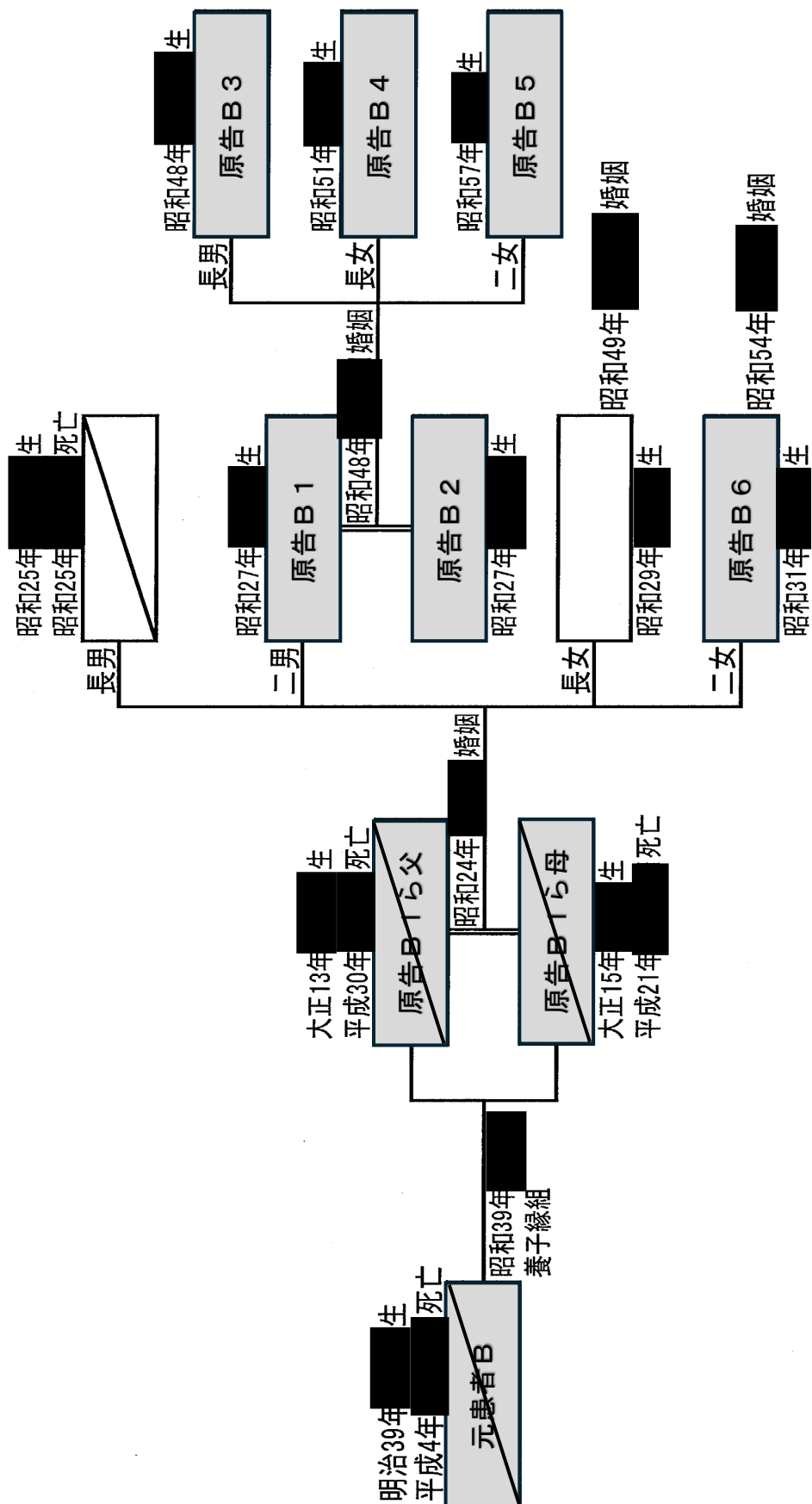
(別紙 1 及び別紙 2 掲載省略)

A事件家族関係図



(別紙 4)

B 事件家族関係図



(別紙 5)

支給対象一覧表

家族関係	本件素案	骨子案 1	骨子案 2・最終骨子案 (支給対象は補償法と同一)
配偶者 (事実婚を含む)	○	○	○
一親等血族	○	○	○
一親等姻族	同居要件を満たせば○	同居要件を満たせば○	同居要件を満たせば○ (事実婚により姻族関係と同等の関 係が生じていた場合を含む)
二親等血族 (兄弟姉妹)	○	○	○
二親等血族 (兄弟姉妹を除く)	同居要件を満たせば○	同居要件を満たせば○	同居要件を満たせば○
二親等姻族	×	配偶者の兄弟姉妹、兄弟 姉妹の配偶者に限り、同 居要件を満たせば○	同居要件を満たせば○ (事実婚により姻族関係と同等の関 係が生じていた場合を含む)
三親等血族	同居要件を満たせば○	同居要件を満たせば○	同居要件を満たせば○